

平成25年度 市のお金は以下の事業などに使いました

①「伝える」プロジェクト事業 【3,705万円】

情報発信により、地域資源の知名度やブランド力を高め、本市の魅力や市内外へアピールすることを目的としたプロジェクト

- 〈主な事業〉
- 南島原産品フェア事業……………1,125万円
 - 「広報みなみしまばら発行」事業……………1,002万円
 - 観光情報発信事業……………659万円

②「ふれあう」プロジェクト事業 【3億8,545万円】

本市の歴史や文化、自然環境などの地域資源を活用し、世代や地域を超えた交流を促進することにより、にぎわいあふれる活力のあるまちづくりを目指すプロジェクト

- 〈主な事業〉
- 指定文化財等保存整備事業……………1億398万円
(日野江城跡、原城跡)
 - 世界遺産登録活動推進事業……………8,689万円
(うち有馬キリシタン遺産記念館整備事業)…5,355万円
 - 農林漁業体験民宿施設等整備事業……………6,714万円
 - ひまわり観光協会支援事業……………2,351万円

※主な事業の一部を掲載しています。

③「守る」プロジェクト事業 【4億3,694万円】

生命や生活、暮らしなど、市民生活に関連するさまざまな環境を守ることにより、安全安心に暮らすことができるまちづくりを目指すプロジェクト

- 〈主な事業〉
- 中山間地域等直接支払交付金事業……………1億573万円
 - 子育て支援センター強化事業……………7,601万円
 - 有害鳥獣被害防止対策事業……………5,580万円
 - 人が、産業が、まちが元気になる雇用創出基金事業…2,319万円
 - 障害者地域活動支援センター機能強化事業…2,214万円

④「育てる」プロジェクト事業 【21億7,238万円】

将来を支える子どもたちの健やかな成長や地場産業の活性化を推進するとともに、それらを支える市役所の改革を推進するプロジェクト

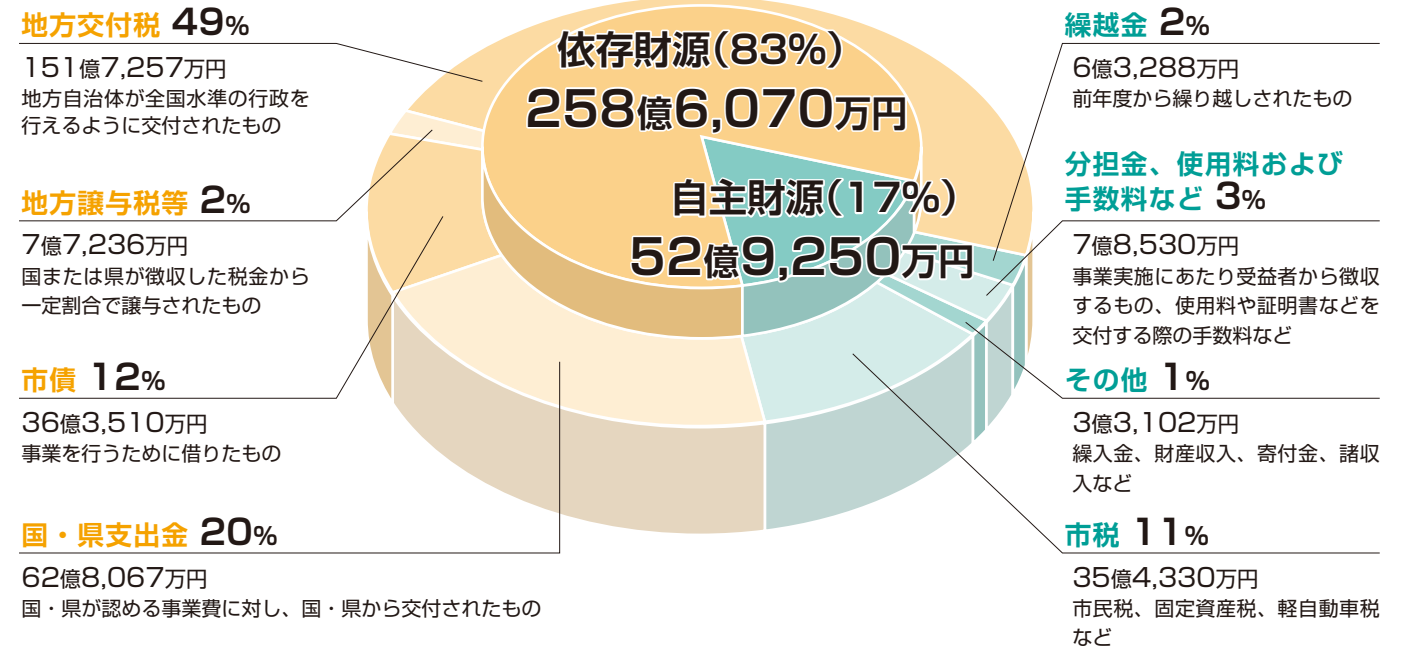
- 〈主な事業〉
- 保育所運営・活動支援事業……………18億1,641万円
 - 放課後児童クラブ等支援事業……………7,363万円
 - 農業後継者育成事業……………6,568万円
 - 子ども医療支援事業……………1,528万円
 - 子どもの悩み相談事業……………1,143万円

平成25年度 決算の状況

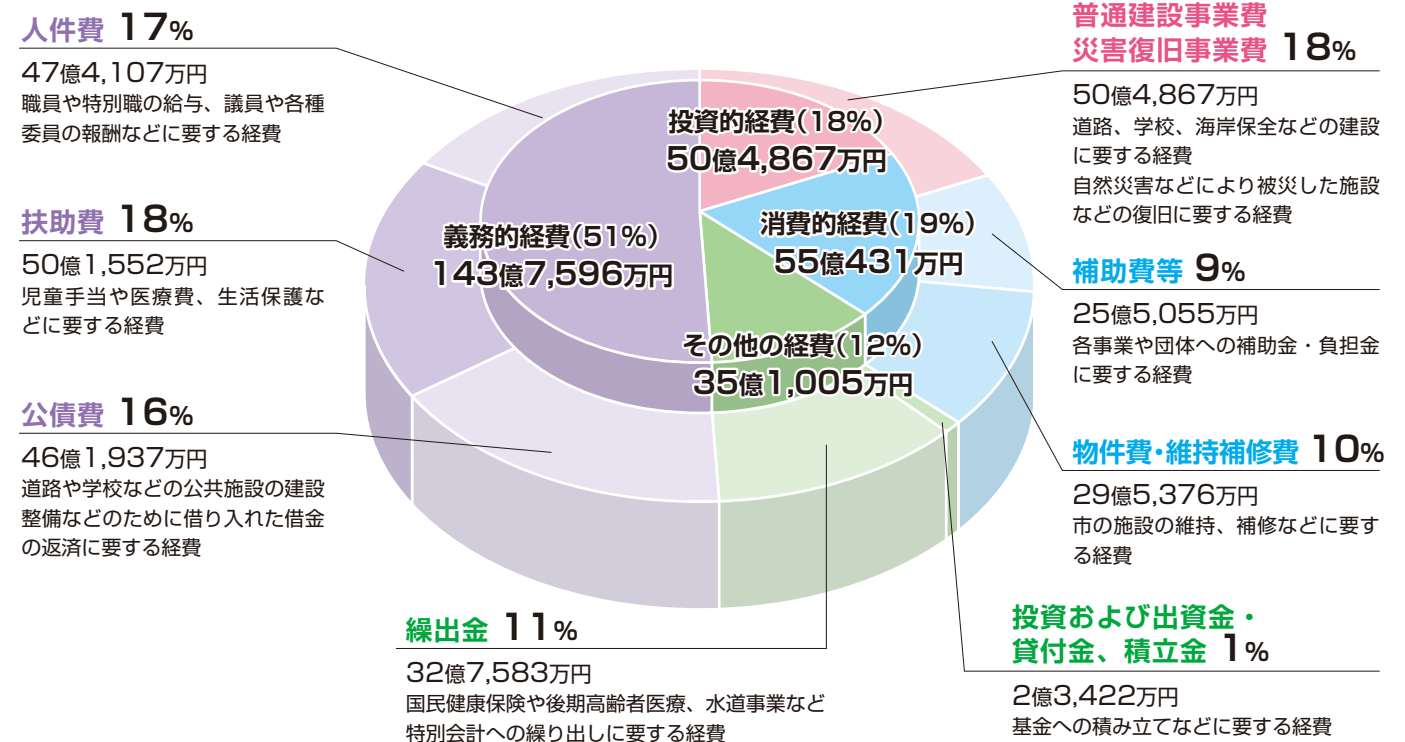
図 財政課 ☎050(3381)5121

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間の歳入、歳出の状況をお知らせします。
皆さんからの税金や国・県からの補助金などは、南島原市の生活環境をより良くするためにさまざまな形で使われています。

歳入総額 311億5,320万円



歳出総額 284億3,899万円



歳入歳出差引額 27億1,421万円 ※この内、繰越事業の財源1億7,457万円を除いた額 25億3,964万円が翌年度繰越額となります。

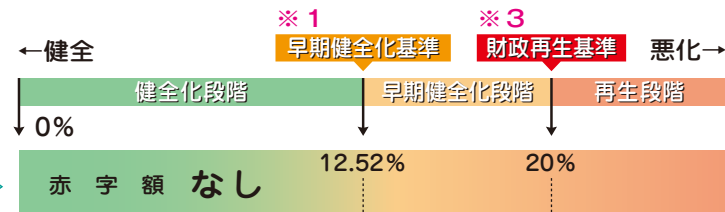
チェック!! 健全化判断比率などの状況 (平成25年度決算)

財政悪化がすすむ県や市町村の財政破たん(倒産)を未然に防ぐため、財政健全化法において、毎年度決算の際に財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために、財政状況を客観的に表し、監査委員の審査を受け議会に報告し、公表しています。
南島原市の数値は、昨年と同様、いずれも国の定める基準を下回っており、健全な財政運営がなされていることを示していますが、各比率が悪化して国の基準を超えないよう、これからも「行政改革大綱」や「集中改革プラン」に基づき、行財政改革を推進していきます。

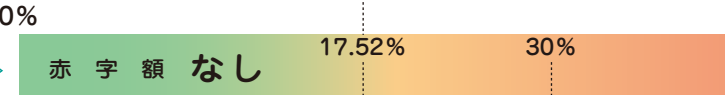
南島原市の健全化判断比率

健全化判断比率には、次の4つの指標があります。

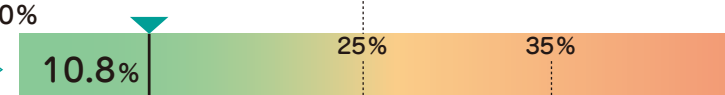
実質赤字比率
一般会計等の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどれくらいの割合になるかを示します。



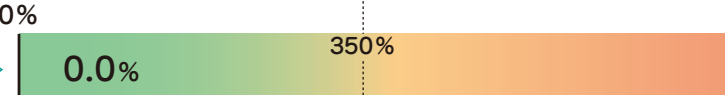
連結実質赤字比率
全会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどれくらいの割合になるかを示します。



実質公債費比率
南島原市の実質的な借入金の返済額が、標準的な収入に対してどれくらいの割合になるかを示します。

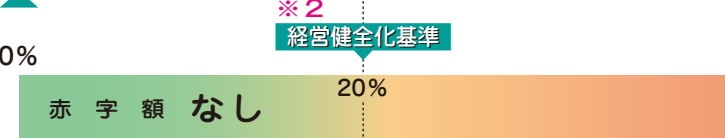


将来負担比率
南島原市が抱える実質的な負債の残高が、標準的な収入に対してどれくらいの割合になるかを示します。



資金不足比率

各公営企業の資金不足額が、事業の規模に対してどれくらいの割合になるかを示します。



※1「早期健全化基準」、※2「経営健全化基準」とは…国が示す基準で、これを超過してしまうと議会の議決を経て財政健全化計画を定め、財政の健全化に向けて計画的に取り組まなければなりません。
※3「財政再生基準」とは…国が示す基準で、これを超過してしまうと議会の議決を経て財政再生計画を定めるとともに、国(総務大臣)が認めない事業はできなくなってしまうなど、国の指導のもとで財政再生を行うことになります。